

避難確保計画の作成

避難確保計画とは

利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な体制や訓練その他の措置に関する計画。

避難確保計画に定めるべき事項

1. **防災体制**
(情報収集・避難場所と避難経路・資機材の準備・保護者への事前連絡・周辺住民への事前協力依頼)
2. 利用者の**避難誘導**
3. 避難の確保を図るための**施設の整備**
4. 起こり得る災害を想定した防災教育及び**訓練の実施**
5. 自衛水防組織を置く場合、活動要領・構成員への教育と訓練
6. その他の事項

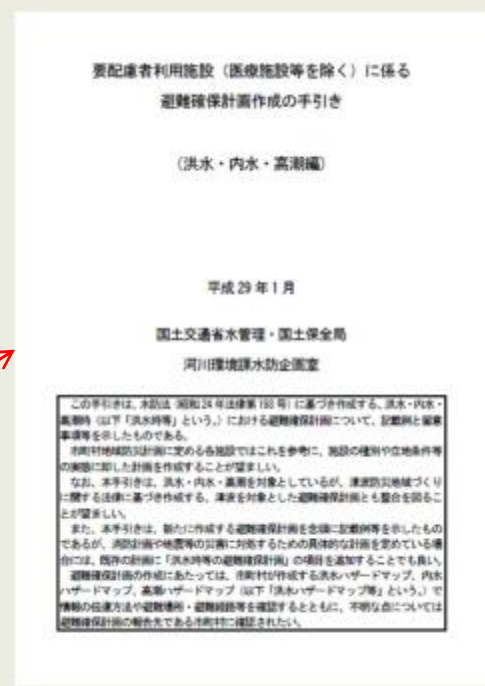
非常災害対策計画や消防計画等、災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、**既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加**することもよい。

- みなさんの施設が各自然災害の**影響範囲内**かどうか確認してください。
- 範囲内の場合、**避難確保計画**の作成・変更、訓練の実施、利用者の迅速な避難確保を行う自衛水防組織を設置してください。
- 避難確保計画を作成した場合、施設所在地の**市町村に報告**をお願いします。

避難確保計画の作成

避難確保計画を作成するにあたって

国土交通省が、要配慮者利用施設における**洪水時等**の避難確保計画の作成の参考とするため、「**避難確保計画作成の手引き**」をホームページで提供している。



【掲載ホームページ】

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou201701.pdf